平成２４年（フ）第３３０４号
大阪府東大阪市長堂１丁目８番５号
破産者　株式会社アップルジャム
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２７３号
大阪府箕面市西宿１丁目６番５号
破産者　有限会社千里住宅センター
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５６６号
大阪市中央区南船場１丁目18番17号
破産者　株式会社ファーストリアルティ
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０９８号
大阪市港区弁天６丁目５番５号
破産者　ユニテック産業株式会社
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３０３号
大阪府枚方市津田元町２丁目52番33号
破産者　有限会社ケンズ工業
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３５４号
大阪市中央区南本町１丁目２番７号
破産者　株式会社Ｌｅａｆコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４０７号
大阪府吹田市山手町４丁目10番８－１号
破産者　シャンテ株式会社
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８号
島根県江津市二宮町神主ハ458番地１　雇用促進住宅２―508
破産者　西澤　康則
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第５０号
秋田県横手市横手町字三ノ口20番地の２
破産者　横手観光タクシー株式会社
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第３５４号
群馬県佐波郡玉村町大字五料375番地１
ウィンディ４―12
破産者　下山　智也
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３８５号
横浜市都筑区東方町988番地１
破産者　株式会社アウトドアテクノ
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８６号
横浜市都筑区東方町989番地３
破産者　有限会社ケイアンドエム
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５０２号
神奈川県鎌倉市手広１丁目６番13―503号
破産者　合資会社アットデリバリー
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５９１号
横浜市中区山下町91番地リシェ横浜山下公園313号室
破産者　有限会社クライベイビー
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２０号
神奈川県逗子市小坪１―10―33　マリアンジュ逗子Ｅ、商業登記簿上の本店所在地神奈川県鎌倉市小町２丁目９番14号
破産者　有限会社テイク・ビー
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５９号
岐阜県可児市今渡1272番地の１
破産者　株式会社カニ建工業
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１３３６号
京都市伏見区西朱雀町795番地
破産者　株式会社ＣＨＯＣＯＬＡＴＥ
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３７９号
千葉県浦安市北栄２丁目１番32号
破産者　株式会社熊川工務店
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６０６号
川崎市中原区北谷町17番地302
破産者　有限会社テクノユニオン
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０６９号
宮城県気仙沼市南郷７番地12
破産者　石川　　亮
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２３号
千葉県市川市島尻２番35―610号
破産者　有限会社ユーシステム
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３８号
千葉市花見川区検見川町１丁目740番地の１
破産者　戸田　亮二
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係